毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年５月31日
水　曜　日

号　外

目　　次

人事委員会規則
○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則　1

規　　則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和５年５月31日

富山県人事委員会
委員長　久　保　精一郎

富山県人事委員会規則第17号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 267号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

黒部警察署宇奈月温泉警察官駐在所	黒部市宇奈月温泉 330の18

」

を

「

黒部警察署宇奈月温泉警備派出所	黒部市宇奈月温泉 429の２

」

に改める。

附　則

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

（人委・企画・任用課）

令和５年５月31日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番